

[原著論文]

戦前日本における方面委員による在宅精神病患者への相談活動

－方面委員による手記の検討から－

末田邦子

The Consultation Activities for Psychiatric patients Living at home by Homenn Iin before the Second World War in Japan : From the examination of the memorandums by Homenn Iin

SUEDA Kuniko

要旨：本研究の目的は、戦前日本における在宅精神病患者への相談活動の役割について、方面委員の手記から考察することである。具体的には、救済会発行の機関誌『救済会々報』（1935）55号「方面事業より見たる精神病問題」に12人の方面委員が寄稿した文章を検討した。

その結果、方面委員の役割として、以下の3点が示された。①「社会の福利公安」を背景に、精神病患者の入院や私宅監置に向けた実際を担う役割、②方面委員自身の担当地域を超えて、精神病患者やその家族に積極的にかかわる役割、③当時の精神病患者への制度設備の窮状を関連団体等に示し批判を行う役割、である。方面委員自身は、精神病患者を「悲哀の底」等大変不幸な存在と捉えており、精神病患者の入院や私宅監置にむけて、社会資源が限られた中で熱心に活動が展開された。その背景には、社会の福利公安という地域統制の側面を持つものであったことも示された。

Keywords：方面委員、在宅精神病患者、相談活動、手記

Homenn Iin(welfare Commissioners), Psychiatric patients Living at home,
The Consultation Activities, The memorandums

I. はじめに

1. 問題の所在

2019年に厚生労働省は「地域共生社会に向けた包括的な支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会最終とりまとめ（以下とりまとめと表記）」を発表した。この「とりまとめ」では、地域共生社会における「相談支援」の重要性が示されており、地域共生社会の実現に向けて、相談支援活動は重要な役割を担うと言える。

また、2017年の厚生労働省報告書「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」では、「精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できる体制」の必要性が示されている。本研究では、地域共生社会や地域包括ケアシステムの構築に向けて、現在喫緊な取り組みが求められる精神障害者に焦点を定め、相談支援活動を検討する。具体的には精神障害者への相談支援活動の在り方について、その歴史から学ぶことを念頭に、戦前日本で精神病患者への相談活動を担った方面委員の取り組みについて取りあげる。

歴史的には、方面委員は1917年の岡山県での済世顧問制度創設以降、翌年の大阪府方面委員設置、1936

年の方面委員令での法定化を経て 1937 年 1 月より制度として実施され、1946 年の方面委員令廃止まで、その活動は展開された。

もちろん方面委員の活動は、方面委員単体で展開されたわけではない。その仕組みは、旧中間層の自営業者らを主体とする民間の篤志家を名誉職である方面委員に選び、知事が地域の救貧活動として委嘱する、地域ごとの取り組みである。永岡は実際の活動では、小学校区（あるいは行政区、警察官区）を基準に地域を方面に分け、方面事務所を拠点として貧困世帯を第一種カード、第二種カードに分けて把握し、行政と連携した相談、援助、調査が行われ、また有給職員である方面書記が方面事務所に配置され、方面常務委員会、月番制度、後援会や助成会等の組織から展開されていたことを示している（永岡 2008：87）。このように方面委員の活動は、地域行政の仕組みとして実施されたことを念頭に置かなければならない。

さらに方面委員の役割について永岡は、ボランティアに支えられて処遇の科学化や予防化の役割を持つとともに、行政側の基準で選考、委嘱し、行政を肩代わりさせる点や、警察と連携し治安と教科に結び付いた点などに大きな問題があったと指摘している（永岡 2008：89）。加えて、方面委員の役割について、「生活援助・問題解決と地域支配・統制の動きを持つ両義性を明確に表し」ていたと述べ（永岡 2018：3）、その役割を複眼的に分析している。

戦前における方面委員の精神病患者への活動に関する資料の 1 つに、救済会機関誌『救済会々報』55 号の「精神病患者救済事業座談会」があげられる（救済会 1936）。この座談会では中央社会事業協会総務の原泰一が、「私共方面委員で一番困っているのは結核と精神病」、内務省社会部長の富田愛次郎が「方面委員から精神病院の設備をよくし、気の毒な精神病患者の為に救いの手を伸ばしてと言われる」と述べ、方面委員が精神病患者への対応に苦慮し、さらに精神病院の設備改善を求めていることが示されている。戦前期に地域行政の仕組みとして精神病患者に携わった方面委員は、その活動でどのような役割を担ったのだろうか。本研究では「精神病患者救済座談会」と同号で示された方面委員の手記からその役割を検討し、戦前における精神病患者への相談活動に関する実態解明の一助としたい。

2. 先行研究の検討

先行研究は、以下 2 つに区分される。

第一には、方面委員に関する歴史研究では多くの先行研究があげられる。それらは、①方面委員制度そのものに関する包括的な検討（遠藤 1975、遠藤 1976、吉田 1969 等）、②大阪府や東京市などの地域別の検討（松端 1994、永岡 2018、飯田 2020 等）、③母子援護や軍事援護、医療問題など分野別の検討、④林一蔵や小川滋次郎など、方面委員制度に関わった人物の検討（柴田 1970、小笠原 2013、中村ら 2018 等）に大別される。

本研究とのつながりの強い、③の分野別検討では、高橋は 1919～1934 年に「医療と関わりがあった」30 事例の検討を行い、方面委員の役割は経済面に加えて、受診受療、職業面、情緒精神面等多岐に亘り、生活全般の援助が必要とされていたことを明らかにしている（高橋 2004）。

また岩本は、大正期の大阪府方面委員の「医療問題」への対応を検討し、「入院や受診の仲介・斡旋と同時に、患者以外の家族員の生活困窮対応を行うといった一定のパターンに即したもので、方面委員は「手間暇をかけた対応」により住民の「感激」や「感謝」を喚起し、住民が「独立して困らない」人間像にかなう「自発的」な変容を促したと指摘している。また総数 217 件のうち、精神疾患は 17 件で 7.8%を占めていたことを示している（岩本 2009）。精神病患者への活動に焦点を定めて研究では、末田が 1929 年～1942 年の東京市方面委員の精神病患者への活動事例より、方面委員が病院入院や施設入所を仲介する中で、保護的側面を持ちながら、精神病患者本人よりも家族の「身近」な存在として活動を展開したこ

とを明らかにしている（末田 2018）。

第二に、戦前期の方面委員以外による精神病患者へ相談活動に関する研究があげられる。ここでは、東京市に関する分析が大半であり、田代の先駆的な研究では、東京市に設置された精神病患者慈善救済会を「日本的な精神学ソーシャルワークが形成され展開」、東京市特別衛生地区保健館の精神衛生相談事業を「わが国最初の精神衛生相談事業（PSW 的相談所）の開始」とし、両者を社会福祉分野の相談活動に位置付けている（田代 1969）。さらに末田は東京市特別衛生地区保健館の精神衛生相談事業では、方面委員や小学校と連携を行い、専門家主導ながらも、家族の意向を意識した活動が展開されたことを示している（末田 2018）。このように東京市の一部地域では、戦前にも方面委員以外の活動が展開されていたが、全国的にみれば極めて限定されており、方面委員のように全国的な仕組みとして展開された活動とは異なるものであった。

加えて戦前期の精神病患者への相談活動では、橋本が米国および日本における精神科ソーシャルワーカー（PSW, psychiatric social worker）の歴史を扱い、「日本の PSW に関わる本格的な議論は 1930 年の国際精神衛生会議以降」と示している（橋本 2012）。また日本精神保健福祉士協会は、日本の精神科医療における精神科ソーシャルワーカーの黎明期として、1928 年の松沢病院の「遊動事務員」の将来計画を「最初の記述」としたほか、1936 年の福山政一の記述を紹介しているが（日本精神保健福祉士協会 2014）、具体的な内容の検討はされていない。

以上より、本研究では戦前日本で精神科ソーシャルワークに関する本格的な議論が始まった 1930 年代に、全国的な地域行政の仕組みとして展開した方面委員が、精神病患者に対してどのような活動を行い、どのような役割を担ったのかについて、方面委員の手記から検討する。方面委員の手記を用いることにより、方面委員が精神病患者をどのように捉えていたか、地域でどのような活動を展開したかの検討が可能になると考える。

3. 研究の目的

本研究の目的は、戦前に全国に配置された方面委員の精神病患者への活動について、方面委員の手記を用いて検討し、方面委員の精神病患者への活動における役割を考察することである。

4. 研究の方法と倫理的配慮

研究の方法は、歴史研究の方法に基づき文献検討を行う。具体的には、『救済会々報』第 55 号「方面事業より観たる精神病問題」で示された 12 名の方面委員による手記を検討する。なお、本研究における「手記」とは、各方面委員が、所属地域や職名氏名を示した上で、同号に寄稿した文章を指す。手記の検討では、岩本が指摘するように「方面委員側の視点に基づいて取扱事例が報告されている」（岩本 2009）という留意点があるが、方面委員自身の精神病患者への捉え方や関わりが具体的に示されている点で、当時の活動に関する方面委員の側からの理解が可能と考える。しかし、精神病患者やその家族からの視点ではないという限界がある点にも留意が必要である。

倫理的配慮として、「気狂い」などの差別的な用語も、旧呼称が用いられた時期および資料に基づき、歴史的用語として使用した。また、引用では人名を除いて、「常用漢字を用いた新仮名づかい」に改めている。また、精神障害者という用語は、1950 年制定の精神衛生法で定められたものであるため、本研究では、精神衛生法制定以前の法令である精神病院法および精神病患者監護法で用いられていた、精神病患者を使用する。

II. 研究の結果

1. 方面委員制度の概要

1917年に岡山県に済世顧問制度が創設され、翌年大阪府に設置された方面委員制度は、1929年の救護法公布で「補助機関」と示された後、1936年の方面委員令（勅令398号）制定により、全国統一の制度として展開していく。

方面委員令では、隣保相扶助の醇風に則り互助救済の精神を以って保護指導（第1条）、方面委員は方面毎に道府県之を設置（第2条）、方面は北海道庁長官又は府県知事関係市町村長の意見を徴し定む（第3条）、委員の定数は北海道庁長官又は府県知事関係市町村の意見を徴し方面毎に定める（第4条）、方面委員は北海道長官又は府県知事方面委員会の意見を徴し選任（第5条）、委員の職務として、生活状態の調査、要扶掖者の自立向上のための必要な指導、社会施設との連絡を密にしその機能を援する（第6条）、名誉職とする（第7条）、任期は4年とする（第8条）等と示された（全国社会福祉協議会1964：155）。

方面委員の活動について永岡は、様々は葛藤や実践の努力も見られ、「惻隱の情」「無報酬の報酬」「善き隣人」等の言葉に象徴された「方面委員精神」は保守的であったが、人々の生活に積極的に取り組み、制度への批判を行う一面もみられたとしている（永岡2008：140）。このように、地域での活動に携わった方面委員は、当時の戦時体制の下での一体化のみでなく、制度への批判も行う側面を持った存在であった。

2. 方面委員の取扱件数

本研究で検討する1935年に近い1938年度の方面委員の取扱件数は、以下の通りである（全日本方面委員連盟1931：62）。以下に本研究で検討する10の道府県を抽出して示す。

表1 方面委員の取扱件数（1938年度）

地域	生活扶助・金品給与		医療助産		生業扶助		埋葬		児童保護		相談指導	戸籍整理	職業その他紹介斡旋	計
	法令内	法令外	法令内	法令外	法令内	法令外	法令内	法令外	法令内	法令外				
北海道	75,357	6,181	3,118	4,230	169	582	352	237	254	844	14,931	1,319	10,532	48,106
秋田県	4,020	3,170	2,002	1,326	1,007	530	271	287	554	1,611	4,744	631	6,529	26,652
栃木県	3,144	4,331	628	1,947	192	396	83	119	159	2,442	17,151	756	1,884	33,259
山梨県	1,655	173	2,303	711	170	10	99	31	59	63	2,649	425	755	9,103
静岡県	8,329	11,315	3,809	3,592	22,568	1,534	466	458	249	1,688	21,842	1,827	3,460	60,627
滋賀県	8,231	2,170	6,170	1,196	1,993	657	275	34	94	409	3,784	619	363	25,995
岡山県	5,083	2,783	1,124	2,939	8	482	355	158	665	2,113	10,871	1,643	3,272	31,496
高知県	2,184	1,409	960	2,813	34	272	94	135	122	695	2,667	438	3,444	15,267
長崎県	9,937	3,087	3,984	2,275	23	243	112	145	218	1,195	3,285	745	9,301	33,550
熊本県	3,590	2,287	2,401	3,117	438	268	205	70	474	804	4,775	495	1,644	20,568
計	121,530	36,906	26,499	24,146	26,602	4,974	2,312	1,674	2,848	11,864	86,699	8,898	41,184	396,136

（『方面委員二十年史』p62より筆者作成）

注1：表中の「法令内」「法令外」は、文中では「法令によるもの」「然らざるもの」と表記されている。

注2：事項の手記12で示された大連市（満洲）については、『方面事業二十年史』に示されておらず、本表では示していない。

注3：道府県別の合計件数は、資料の通りに記載している。

以上より、「相談指導」の他、生活扶助や医療助産の件数が多いこと、加えて法令外の活動が法令内の活動件数より多い活動区分の多い道府県も散見され、方面委員は法令外の活動も多く実践していたことがうかがえる。

3. 救済会の概要と『救済会々報』55号「精神病患者座談会」にみる方面委員の活動

(1) 救済会の概要

『救済会々報』を発行した救済会は、1902年に精神病患者救済会として東京帝国大学医科大学教授・東京府巢鴨病院院長の呉秀三の主唱によって設立された団体である。その目的は精神病患者の退院者の保護にとどまらず、「慈善に道心により精神病患者にして貧困なるものの治療看護を補助する」（規則第3条）であった（精神病患者慈善救済会1918：裏表紙）。団体名は、精神病患者救済会（1902～1921）、精神病患者救済会（1921～1927）、救済会（1927～1929）、精神病患者救済会（1929～1931）、救済会（1931～1941）と改称し、1941年に日本精神衛生会、日本精神病院協会とともに精神厚生会に統合されるまで存続した。機関誌は、『心疾者の救済』（1903～1929）1～49号、『救済会々報』（1929～1941）50～60号が発刊されている（日本精神衛生会2002：62）。

本研究で検討する手記が含まれる『救済会々報』55号発刊時である1935年は、事務所を東京府立松沢病院に置き、理事長は東京帝国大学医学部精神病学教室教授三宅鑛一が務めていた（救済会1935）。同号巻頭言では、理事長三宅が「社会事業の実際家たる、方面委員諸氏」と述べ（三宅1935）、方面委員を「社会事業の実際家」として位置づけていることがうかがえる。また三宅は、この手記の掲載について、「方面委員諸氏が日常御経験に基づくその種の事項に関する色々の経験を集められ、御希望として、また御感想として現在の我国の実情に叶った適切なるご注文を御述べになり、本誌にご寄稿」と述べ、方面委員が手記で示した経験や希望について「適切」と位置づけていることがわかる。

(2) 『救済会々報』55号「精神病患者座談会」にみる方面委員の精神病患者への関わり

同座談会は1934年11月24日に東京市麹町区平河町で開催された。出席者は、内務省衛生局職員、中央社会事業協会、全国方面委員連盟、宗教団体、都下精神病院及び精神病患者の家族ら全32人である。開会挨拶は救済会理事長の三宅鑛一が行い、参集の目的について、「精神病患者の救済事業は社会の福利公安上如何に必要であるかということ、声を大きくして世に伝えなければなりませんとも思い、その為今世論を喚起する原動力として皆様方のお集まりをいただき」と述べている（救済会1935）。

この座談会を検討すると、方面委員の精神病患者への関わりとして以下3点が明らかになった。

第一に、方面委員は救済会のベッド事業に併せて、精神病患者の入院に向けた活動を行っていたことである。これは救済会の菅事業係長の「ベッド事業の仕事は家人からももちろんのこと方面委員や警察の方々からも非常に感謝されている」という発言に示されている。ベッド事業とは、1933年に救済会が開始した事業で、一般的に公費での入院まで時間が菅の発言では「少なくとも1か月や2か月かかる」中で、同会が費用を負担し、都下8つの代用病院患者を委託して入院するものである。方面委員は救済会のこのベッド事業とともに、精神病患者への入院に向けた活動を地域で行っていたことがうかがえる。

また、精神病患者の入院は、時に天皇の「御巡幸」の「気違い取締り」の中で行われ、その手続きや入院に至る過程を方面委員が担う場合があった。これは、全国方面委員連盟副理事長の鷺見白太郎の「手続きをしたのですが、中々（筆者註：入院が）許可にならない。丁度（略）陛下が御巡幸遊ばされるので気違いの取締まりがやかましくなり、そこで初めて入院の許可」「市の方面委員はこの為どの位困難するか」という発言から示されている。

第二に、方面委員は結核とともに、精神病患者へ対応に苦慮していたことである。これは、中央社会事

業協会総括の原泰一の「私共方面委員で一番困っているのは結核と精神病」「保護救済は何処の方面委員でも四苦八苦」との発言から示されている。ここから、対応に関して専門知識を十分に備えていない方面委員が、精神病患者への対応に苦慮している様子が表われている。

第三に、当時の精神病患者に対する状況について、方面委員は改善を求めていたということである。内務省社会部長の富田愛次郎は「よく方面委員から精神病院の設備をよくし、気の毒な精神病患者の為に救いの手を伸ばしてと言われる」と述べている。ここから方面委員が精神病院の設備について改善を求めており、それが内務省社会部長も認識していたことが示された。

この座談会の趣旨は三宅が述べるように、「社会の福利公安」を主目的とするものであった。この点から入院に向けた活動や精神病患者への対応は、「社会の福利公安」における必要な手段で、方面委員はその実際を担う役割であったと言える。その役割を担いながらも、方面委員は精神病患者への設備の改善という求める動きも行った側面があった。それを踏まえて、以下の手記の検討では、まず、それぞれの方面委員が精神病患者をどのように捉えていたのかを示す。次に、方面委員の活動の具体的な活動内容を検討していく。以上から、戦前における精神病患者への方面委員の活動の役割を考察する。

4. 手記の検討

(1) 手記の概要

『救治会々報』55号「方面事業より見たる精神病問題」では12人の方面委員が手記を寄せている。方面委員の担当地域と題名は以下に示す通りである。

表2 「方面事業より見たる精神病問題」における方面委員の手記

番号	地域や職名	題名
1	滋賀県方面委員	精神病患者の救済に就いて
2	山梨県方面委員	精神病患者に就いて
3	長崎市方面委員	精神病患者収容施設公営に就いて
4	静岡県方面救護少年教護委員	静岡県の精神病一富士山は高い病率も高い
5	岡山市方面委員	岡山県下の精神病問題
6	秋田県方面委員婦人ホーム託児所長	人口に比例して精神病患者救済会の設置を望む
7	熊本市方面常務委員	精神病患者収容施設の徹底的強化を切望す
8	熊本市方面常務委員	気狂いの世話は真平御免蒙りたし
9	栃木県方面委員	狂人磯さん
10	高知市方面委員	精神病患者方面取扱実話
11	釧路市方面委員	精神病患者救済事業に就いて
12	大連市松林区方面委員労働保護会会長	満洲に於ける精神病患者取扱ひ実例

『救治会々報』55号より筆者作成

注1：番号は、手記が示された順に筆者が付与したものである。

(2) 方面委員の活動の検討

① 方面委員の精神病患者への捉え方

方面委員は、精神病患者への捉え方として、「悲哀の底」(手記 1, 以下の括弧番号は手記番号を示す)「悲惨」(2), 「この世の地獄」(3), 「同情」(4・6), 「想像に余りある」(5), 「鬼門」(8), 「恐ろしい」(9), 「肌に粟を生じる」(12), と示しており、精神病患者を大きな不幸を引き起こす対象、もしくは恐怖の対象と捉えていた。また、「諸病のなかでの精神病患者を出したる家庭は到底涙なくして覗見することはできない」(7), 「他の病者ある貧困家庭と同一視することの出来ざる」(11)とも示され、他の貧困病者家庭の比べても「同一視」できない特別な対象であるとも捉えていた。さらに、「取扱上最も困難にして、且つ効なき」(3)とし、方面委員の対応の実効性への効果のなさを感じている手記も示された。

方面委員が精神病患者に対応する意味について、「功德」と示す手記もあった(5)。具体的には、「これを保護し救済することは人一倍の功德」で、「陛下の赤子という出発点」で関わりと示されている。ここでは「優越感をもってのぞむのではなく、恩恵的」に関わる必要性も述べられている。また方面委員は自身を「優生学の研究者ではない素人」と位置付けながらも、「優生学この血統者は産児制限を強制せよと叫びたるも市方面委員会で葬られる」と述べたものもあり(8), 優生学の見地から精神病患者の産児制限を積極的に提言したが、市の方面委員会で却下されたことを悔やむ手記もあった。

また、方面委員は自身を「素人側で不案内」(4)とし、現状の設備や法制度内では、自身の「不案内さ」では十分に対応できないという認識があったことも示された。精神病患者に対する設備の不備については、「設備が不完全」(6), 「貧困病者の救護施設無きを恨む」(11)でも示されている。加えて手記 7 では、「収容し安静の地に移せばいつの日に全快」と述べられ、早期収容が「全快」につながると、早期収容を絶対視するものも示された。

以上より、方面委員は精神病患者への対応を特に困難なものとして位置づけ、自身を精神病患者への対応について素人と意識していたことが示された。さらに当時の精神病患者への設備に対しては不十分さを嘆くとともに、「産児制限の強制」という優生思想への積極的な動きもあったことが明らかになった。

末田は、1937年の「第八回全国方面委員大会」の動機「精神病患者保護救済の徹底に関する件」で、「確固たる予防方策を樹立し、病者発生の根源を除去」「断種法を制定し、遺伝性精神病患者発生を予防」が示されており、その主導は東京市方面委員であったことを明らかにしている(末田 2018)。方面委員の精神病患者の「予防」への働きかけは、東京市以外の方面委員も展開していたことが示された。

② 精神病患者およびその家族への活動

まず、本人への活動内容について述べていく。

精神病患者本人には、毎日の訪問や入院手続き(1), 入院後の入院費調達や私宅監置手続き、家賃の不請求の依頼(2), 友人の協力を得て1年毎日訪問(5), 「勇気をもって」患者宅を訪問し入院や引き取り方の交渉(6)など、訪問のみではなく、経済的対応や入院後の引き取りの交渉も行っていた。また、入院まで方面委員宅の物置に監置(9), 出張調査(10)(11), 満洲から内地へ入院同行も行った(12), 以上より、訪問や入院斡旋のみでなく、調査や交渉担当地域を超えた入院同行も行っていたことが示された。

方面委員ともに精神病患者への活動を実施した機関は医療機関に加えて、警察や市町村役場(4), 助成会(9)が挙げられる。

次に、家族に対する活動内容を述べる。家族に対する活動では、別居の姉に引き取り依頼や子どもの施設入所(1), 転居を進める(2), 病に倒れた父への「終始世話人で親戚同様の責任」を意識した活動(6), 職業の紹介(8), 内地への入院同行を共にする(12)などが示された。

方面委員の本人および家族への活動内容として、手記 8 の概略を示す。

「兵庫県尼崎町より一家を挙げて妻の兄を頼って移住。妻の兄は貧困で、本人は 65 歳、妻は慢性の喘息患者で、子ども夫婦は死に別れて孫二人。本人は 65 歳を超すが老衰し居ざりしで救護できず、妻と孫二人を救護。本人の雇用主を探し職に就くが解雇される。その後方面委員が警察に呼ばれ、本人が『初めて気が狂い居る』を知り、救護を要すべくと思うが、妻の病状が回復して行商を始めたため静観。

その後『狂い増進したるも人に危害を与えず』、棍棒を携えて委員宅に乱入したが委員に一括されて、(方面事務所の) 書記が取り押さえて警察に引渡されるも『半分いたづら』のやりかたであった。その後本人が行方不明となり溺死。妻が検視して『当人であったことが哀れにも又悲惨事』。願わくば気狂いの世話丈はこれにて最終楽に願いたい」

この手記からは、方面委員が警察とともに精神病患者への対応にあたる中で、精神病患者の受診の可否の判断を行う役割も担ったことが示されている。さらに方面委員は精神病患者の言動を「半分いたづら」と捉え、結果的に「悲惨」にも精神病患者は死に至ったこと、その上で精神病患者への対応は「これにて最終」を願う正直な思いが述べられている。この手記からは方面委員は精神病患者やその家族に対して、対応できる十分な知識や社会資源を備えておらず、精神病患者やその家族の困難さに十分に対応できていたとは言いがたい状況が示されている。

加えて、県外に住む患者親族への入院引取り依頼や調整 (1)、有料や無料の患者室を設置 (5)、方面委員宅の物置での監置室設置 (9) を行った事例も示され、自身の担当地域を超えた対応を行うとともに、私宅監置室を方面委員宅で実施し、監護する役割を担っていたことも明らかになった。

③ 方面委員による精神病患者の現状や制度の改善を求める訴え

戦前における精神病患者への処遇を定めた法律には、精神病患者への監護義務者を定め、私宅や精神病院に監置する手続きを定めた 1900 年制定の精神病患者監護法 (法律第 38 条) と、「主務大臣ハ北海道又ハ府県ニ対シ精神病院ノ設置ヲ命スルコトヲ得」と定めた 1919 年の精神病院法 (法律第 25 条) がある。

精神病院監護法では、「精神病患者はソノ後見人配偶者四親等内の親族又は戸主ニ於テ之ヲ監護スルノ義務ヲ負フ但シ民法第九百八条ニ依リ後見人ヲ足ルコトヲ得サル者ハコノ限りニ在ラス」と、監護義務者を定め、「監護義務者ニ非サレハ精神病患者ヲ監置スルコトヲ得ス」と監置できるものは監護義務者に定めた。

精神病院法では、「精神病院ニ入院セシムル」として、①市町村長が監護すべき者、②罪を犯したもので司法長官が特に危険があると認める者、③療養の道なき者④地方長官が入院の必要を認める者、と定めていた。

さらに「精神病院法施行ニ関スル通牒」(大正 8 年内務省発衛第一七一九号) では、「可憐なる精神病患者に保護治療を行うことを主たる目的」「入院費徴収の如きにつきても無料とし」と定められ、貧困精神病患者に対する対応も一定に示されていた状況であった。

加えて、1929 年制定の救護法 (法律第三十九号) では、救護の対象を第 1 条で①六十五歳以上の老衰者、②十三歳以下ノ幼者、③妊産婦、④不具癡疾、疾病、傷病其ノ他精神又身体ノ障碍ニ依リ労務ヲ行ウニ故障アル者』と定め、救護の種類を第 10 条で生活扶助、医療、助産、生業扶助 (加えて 17 条で埋葬費支給の規定) が定められていた。

以上の法令下において、方面委員はその現状や制度の改善の必要性を強く示していた。

具体的には、「救療の徹底」(1)、「精神病院設置の義務を命じる規定」「欧米諸国に遜色無き収容」(2)、「精神病患者公営療養機関の設立」(3)、「救護法の適用や補助」(4)、「公私の病院の設備完成」(6)、「

「国立又は道府県立精神病者収容機関の設立」（7）を訴えている。また「市町村長警察官若くは方面委員の具申あれば有料無料を問わず直ちに収容せば、一面社会の公安を保ち一面貧困者の救済を全うする所以」（2）と示したものもあった。この手記では、現状の改善の目的として、社会の公安を保つことに加えて、貧困者の救済を全うするという2つ目的が示されている。

また、大連市方面委員の手記（12）では、救護法と精神病者監護法等が「関東州で施されていない」状況下、「精神病者監護法の如きは（略）考慮していただきたい」との提言が示されている。精神病院は大連に「1 か所約 50 床」「大部分日本人」で、「収容不可能の患者は殆どが野放し」「不止得る場合は付き添いがついて原籍地迄送還していかねばなら」ず、「警察へ保護を願い出ても法律がないため避ける様にして取り扱ってはいただけない」状況であった。この方面委員は精神病院退院患者を自宅に「引き取るが、精神病者が不穏となった後に「満員」で入院できず、警察でも「相手にされず」、入院に向けて患者およびその夫と原籍地（内地）に向かった事例や他、「内地」との行き来を重ねた他の2事例も示していた。

以上より、方面委員は精神病者の窮状や施設の改善を求める動きを積極的に展開しており、その目的は、社会の公安と貧困者の救済という2つが意識されていたことが明らかになった。

Ⅲ. 考察および結論

以上の活動内容より、戦前日本の方面委員の精神病者への活動における役割として、以下3つが考察される。

第一に、「社会の福利公安」を背景に、精神病者の入院や私宅監置に向けた実務を担う役割である。手記では「天皇の御巡幸」における「気違い」取締りが入院の契機となる事例も示され、方面委員は貧困者の中でも特に「悲惨」と捉えていた精神病者の入院依頼や入院同行の他、私宅監置の実際の手続きを積極的に行い、地域行政の仕組みとしてその活動は展開された。入院を終えて自宅に戻った後も、当然ながら精神病者および家族の生活は継続され、退院後も方面委員の活動は継続された。また方面委員は自身の精神病者への対応について「素人」との自覚がありながら、特に同情して、精神病者を「悲惨な存在」と捉えて積極的に関わり、その活動を熱心に展開したことが示された。

第二に、自身の担当地域を超えて、精神病者やその家族に積極的にかかわる役割である。精神病者が入院できる。施設数は少なく、また適応できる範囲が限定されているため個々の対応は往々にして困難で、警察や地域の社会課とつながりながら、方面委員は対応を行い、時に方面委員宅で監置を進める事例も示された。また満洲から「内地」へ患者およびその家族とともに渡った事例もあった。そもそも経済的に困窮している貧困世帯において、自費での入院の困難な状況であり、方面委員は入院や監置先を求めて奔走していた。その背景には、「社会の福利公安」に加えて、精神病者を「陛下の赤子」として捉え、自身の関わりについて「功德」意識したものもあり、社会の公安と精神病者の救済という2つの目のもと展開された活動であった。

先行研究において岩本は、方面委員の対応が「一定のパターンに即したもの」と示しているが（岩本2009）、精神病者への対応においては、入院できる病床が不足していたり、満洲のように法制度が施行されていなかったりという状況下では、方面委員によるパターン化した対応は困難な側面が強かった。精神病者が入院等で自宅を離れた後も関わりが求められ、自らを「素人」「恩恵的」と位置づけながらも、奔走する姿が示された。

第三に、当時の精神病者への制度設備の窮状を関連団体等に示し、改善を提言する役割である。精神病者に対する専門知識が極めて不十分であった方面委員は、その点を意識しながら、国立や道府県立精神病者療養機関や収容機関の設立、さらに収容機関設立に向けた方面委員による全国一斉調査などを強

く訴え、精神病患者に対する設備や対応改善を求めている。さらに、「産児制限」をも提唱する方面委員もあった。その背景には、方面委員自身の対応の困難さがあり、地域の行政の仕組みとして展開されながらも、他機関でも精神病患者への対応は充分に行えず、結果的に方面委員が対応せざるを得ない点があったことが推察される。精神病患者の窮状を訴える目的は精神病患者やその家族の救済に加えて、国家への影響を最小限する目的から展開された側面があったことも示された。

結論として、戦前日本における方面委員の精神病患者の活動は、精神病患者を特に「悲哀」の対象と位置付けており、地域において入院や私宅監置につなぐ機能を持ち、その背景には、総動員体制において精神病患者を「天皇陛下の赤子」として捉える意識があったという特徴が示された。方面委員は精神病患者の入院施設が不足している地域が多い中で、各担当地域を超えた対応がされたことも明らかになった。

その背景には社会の福利公安が意識されており、精神病患者への活動は、精神病患者やその家族の救済を意識しながらも、大きな目的としては「社会の福利公安」が意識された地域統制の側面からの活動という限界があった。また精神病患者本人への「救済」が結果的にどこまで展開されたのかについては、十分に明らかにすることができないという、方面委員という活動の担い手の手記の分析の限界も示された。

本研究の限界として、事例の数や地域が限られたものであり、また取り上げた時期が限定的な中での結論ということがあげられる。今後は、個別事例や地域別の検討を進め、全国方面委員連盟の動きの分析と併せて、戦前における方面委員の精神病患者への相談活動の役割とその意味について、更に探っていきたい。

引用文献

- ・遠藤興一（1975）「方面委員制度の史論的手展開について上」明治学院論叢 235, 71－108.
- ・遠藤興一（1976）「方面委員制度の史論的展開について下」明治学院論叢 231, 85－128.
- ・橋本 明（2012）「わが国における精神科ソーシャルワークの黎明」『愛知県立大学教育福祉学部論集』61, 113－122.
- ・飯田直樹（2020）「近代大阪における警察社会事業と方面委員制度の創設」『社会政策』4（1）135－146.
- ・岩本華子（2009）「大正期における大阪府方面委員の『医療問題』への対応：援助関係および処遇理念に着目して」『社会問題研究』58, 117－134.
- ・救済会（1935）「社会教育部事業」『救済会々報』55, 69－75.
- ・救済会（1935）「方面事業より見たる精神病問題」『救済会々報』55, 3－39.
- ・松端克文（1994）「方面委員による地域福祉活動の研究（その1）戦前期大阪府方面委員の活動を通じて」『九州大谷研究紀要』21, 135－172.
- ・三宅鑛一（1935）「精神病患者救療事業の社会的重要性に就いて」『救済会』55, 1－2.
- ・永岡正己（2008）「第一次世界大戦の社会と社会事業の成立」『日本社会福祉の歴史』ミネルヴァ書房 77－98.
- ・永岡正己（2018）「大阪府方面委員活動の展開と事例：昭和恐慌期から戦時体制下へ」『日本福祉大学社会福祉論集』139, 1－29.
- ・中村英三・禹 在勇・遠藤忠（2018）「小河滋次郎・方面委員制度の実現とその思想：貧困者の漏救対策を確立した先駆的社会事業」『アジアデザイン文化学会』12 下, 1547－1554.
- ・日本精神衛生会編集（2002）『図説 日本の精神保健運動の歩み－精神病患者慈善救済会設立 100 年記念－』日本精神衛生会.

- ・日本精神保健福祉士協会 50 年史編集委員会 (2014) 『日本精神保健福祉士協会 50 年史』 日本精神保健福祉士協会.
- ・小笠原慶彰 (2013) 『林一蔵の研究：方面委員制度との関りを中心として』 関西大学出版会.
- ・精神病患者慈善救済会 (1918) 「精神病患者慈善救済会規則」 『心疾者の救護』 29.
- ・柴田善守 (1970) 「『救恤十訓』と『社会事業と方面委員制度』」 『社会福祉研究』 7, 99-101.
- ・末田邦子 (2018) 「戦前期東京市における在宅精神病患者への方面委員と特別衛生地区保健館の活動」 『社会福祉学』 59 (3) 1-15.
- ・高橋恭子 (2004) 「患者を支える医療と福祉に関連する実践者」 『神奈川県立保健福祉大学誌』 1 (1) 95-104.
- ・田代国次郎 (1969) 『医療社会福祉研究』 童心社.
- ・吉田久一 (1969) 「『救護法』の成立と方面委員制度」 『社会事業の諸問題』 16, 25-60.
- ・吉田久一 (2004) 『新・日本社会事業の歴史』 勁草書房.
- ・全日本方面委員連盟編集 (1931) 『方面委員二十年史』 財団法人全日本方面委員連盟.
- ・全国社会福祉協議会編集 (1964) 『民生委員制度四十年史』 全国社会福祉協議会.